

沖縄県と住友生命保険相互会社との包括的連携協定に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と住友生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携・協力し、双方が有する資源を活用した協働の取組を実施することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て及び高齢者支援に関すること
- (3) 子ども・若者の育成支援に関すること
- (4) 暮らしの安全・安心に関すること
- (5) 観光振興に関すること
- (6) 自然環境の保全・再生・適正利用に関すること
- (7) スポーツ振興に関すること
- (8) 女性活躍に関すること
- (9) 県政広報に関すること
- (10) その他、本協定の目的に合うこと

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は令和6年3月31日とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更および終了）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、その都度協議の上、本協定を変更または終了させることができるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 3 月 20 日

甲：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

玉城康裕

乙：東京都中央区八重洲2丁目2番1号

住友生命保険相互会社

取締役 代表執行役社長

高田幸徳